

掛川市条例第11号

掛川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月23日

掛川市長

(別紙)

掛川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(掛川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 掛川市職員の給与に関する条例（平成17年掛川市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(地域手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計に100分の3（市長が別に定める地域に在勤する職員にあつては、<u>100分の18</u>を超えない範囲内で市長が別に定める割合）を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(単身赴任手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 単身赴任手当の月額は、<u>23,000円</u>（規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が市長が別に定める距離以上である職員にあつては、その額に、<u>45,000円</u>を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて市長が別に定める額を加算した額）とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第29条 第12条第1項の規定に基づく規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として規則で定める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p>	<p>(地域手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計に100分の3（市長が別に定める地域に在勤する職員にあつては、<u>100分の20</u>を超えない範囲内で市長が別に定める割合）を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(単身赴任手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 単身赴任手当の月額は、<u>30,000円</u>（規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が市長が別に定める距離以上である職員にあつては、その額に、<u>70,000円</u>を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて市長が別に定める額を加算した額）とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第29条 第12条第1項の規定に基づく規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として規則で定める職員（次項において「<u>管理職員</u>」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「<u>週休日等</u>」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支</p>

- 2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額とする。ただし、前項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、この額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

- 11 当分の間、職員（行政職給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が6級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。  
(1)～(5) (略)
- 12～14 (略)
- 15 附則第11項の規定が適用される間、第34条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.0125（特定管理職員にあつては、100分の1.3125）を乗じて得た額（最低号

給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。  
(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額（同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）  
(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額
- 4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

- 11 平成30年3月31日までの間、職員（行政職給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が6級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。  
(1)～(5) (略)
- 12～14 (略)
- 15 附則第11項の規定が適用される間、第34条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.125（特定管理職員にあつては、100分の1.425）を乗じて得た額（最低号給に達

給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の67.5（特定管理職員にあつては、100分の87.5）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の75（特定管理職員にあつては、100分の95）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

別表を次のように改める。

## 別表（第3条関係）

## 行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700	408,200
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200	410,700
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800	413,100
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900	415,000
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400	417,300
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800	419,400
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300	421,600
	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800	423,600
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500	425,700
	11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100	427,800
	12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800	429,900
	13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200	431,600
	14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500	433,400
	15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700	435,400
	16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100	437,400
	17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900	439,300
	18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900	441,100
	19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800	442,900
	20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600	444,600
	21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500	446,400
	22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300	447,900
	23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100	449,300
	24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000	450,800
	25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800	452,200
	26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300	453,500
	27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800	454,800
	28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400	456,000
	29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000	457,000
	30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300	457,700
	31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600	458,500
	32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800	459,200
	33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000	459,900
	34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300	460,700
	35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600	461,400
	36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800	462,000
	37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000	462,500
	38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800	463,100
	39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600	463,700
	40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400	464,300
	41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000	464,800
	42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700	465,300
	43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400	465,700
	44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100	466,000
	45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900	466,300
	46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700	
	47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100	
	48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800	
	49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300	

再任 用職 員以 外の 職員	50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700
	51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100
	52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500
	53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900
	54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300
	55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700
	56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000
	57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300
	58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700
	59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000
	60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300
	61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600
	62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800	
	63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100	
	64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400	
	65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700	
	66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000	
	67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300	
	68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600	
	69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800	
	70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100	
	71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400	
	72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700	
	73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900	
	74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200	
	75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500	
	76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700	
	77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900	
	78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200	
	79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500	
	80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700	
	81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900	
	82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200	
	83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500	
	84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700	
	85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900	
	86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000	408,200	
	87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300	408,500	
	88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500	408,700	
	89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700	408,900	
	90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000	409,200	
	91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300	409,500	
	92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500	409,700	
	93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700	409,900	
	94		292,500	340,300		391,000	410,200	
	95		292,900	340,800		391,300	410,500	
	96		293,300	341,200		391,500	410,700	
	97		293,500	341,300		391,700	410,900	
	98		293,800	341,800		392,000		
	99		294,200	342,200		392,300		
100		294,600	342,500		392,500			
101		294,800	342,800		392,700			
102		295,100	343,200		393,000			
103		295,500	343,600		393,300			
104		295,800	344,000		393,500			
105		296,000	344,500		393,700			
106		296,300	344,900					
107		296,700	345,300					
108		297,000	345,700					
109		297,200	346,200					

	110		297,600	346,600					
	111		298,000	346,900					
	112		298,300	347,200					
	113		298,400	347,700					
	114		298,700						
	115		299,000						
	116		299,400						
	117		299,600						
	118		299,800						
	119		300,100						
	120		300,400						
	121		300,800						
	122		301,000						
	123		301,300						
	124		301,600						
	125		301,900						
再任用職員		185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500	387,600

(掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年掛川市条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前		改 正 後																																					
(給与に関する特例) 第7条 特定任期付職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員である特定任期付職員を除く。以下同じ。)には、次の給料表を適用する。		(給与に関する特例) 第7条 特定任期付職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員である特定任期付職員を除く。以下同じ。)には、次の給料表を適用する。																																					
<table border="1"><thead><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td><u>377,000</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>426,000</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>479,000</u></td></tr><tr><td>4</td><td><u>542,000</u></td></tr><tr><td>5</td><td><u>618,000</u></td></tr><tr><td>6</td><td><u>722,000</u></td></tr><tr><td>7</td><td><u>845,000</u></td></tr></tbody></table>	号給	給料月額		円	1	<u>377,000</u>	2	<u>426,000</u>	3	<u>479,000</u>	4	<u>542,000</u>	5	<u>618,000</u>	6	<u>722,000</u>	7	<u>845,000</u>		<table border="1"><thead><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td><u>370,000</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>418,000</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>470,000</u></td></tr><tr><td>4</td><td><u>531,000</u></td></tr><tr><td>5</td><td><u>606,000</u></td></tr><tr><td>6</td><td><u>708,000</u></td></tr><tr><td>7</td><td><u>828,000</u></td></tr></tbody></table>	号給	給料月額		円	1	<u>370,000</u>	2	<u>418,000</u>	3	<u>470,000</u>	4	<u>531,000</u>	5	<u>606,000</u>	6	<u>708,000</u>	7	<u>828,000</u>	
号給	給料月額																																						
	円																																						
1	<u>377,000</u>																																						
2	<u>426,000</u>																																						
3	<u>479,000</u>																																						
4	<u>542,000</u>																																						
5	<u>618,000</u>																																						
6	<u>722,000</u>																																						
7	<u>845,000</u>																																						
号給	給料月額																																						
	円																																						
1	<u>370,000</u>																																						
2	<u>418,000</u>																																						
3	<u>470,000</u>																																						
4	<u>531,000</u>																																						
5	<u>606,000</u>																																						
6	<u>708,000</u>																																						
7	<u>828,000</u>																																						
2～5 (略)		2～5 (略)																																					

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(任期付職員に係る最高の号俸を超える給料月額の見直し)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下この項において「任期付職員条例」という。)第7条第3項の規定による

給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額は、第2条の規定による改正後の任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表に掲げる号給の給料月額との権衡を考慮して市長が定める。

(施行日前の異動者の号給の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給(以下「新号給」という。)については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(号給の切替えに伴う経過措置)

- 4 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、給料月額のほか、その差額に相当する額(行政職給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。)のうち、その職務の級が6級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を給料として支給する。
- 5 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 6 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

(委任)

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。